明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（**厚生労働**一二九、一三〇）　一

○障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（**同**一三一）　三

〔告　示〕

○銀行法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の一部停止を命じた件（**金融庁**三六）　四

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**三三五）

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**二四七）

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**厚生労働**三六二、三六三）　四

○厚生労働大臣が定める離島その他の地域の一部を改正する件（**同**三六四）

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（**同**三六五、三六六）

○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件（**同**三六七）

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（**同**三六八）　五

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**農林水産**九五八）

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（**経済産業**二三七）

○自動車の装置の型式を指定した件（**国土交通**七三〇～七三七）　六

○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（**同**七三八）

○航路標識に関する件（**海上保安庁**二〇四～二一一）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び新規提供が決定された件（**防衛**一三〇）　七

○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**一〇〇）

○道路に関する件（**中部地方整備局**九四）

○道路に関する件（**四国地方整備局**七八）

○道路に関する件（**九州地方整備局**九五、九六）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　内閣法制局　金融庁　法務省
財務省　海上保安庁　最高裁判所　北海道　岩手県　群馬県　新潟県　大阪府　兵庫県　鹿児島県　仙台市　神戸市　広島市　福岡市

〔叙位・叙勲〕

〔公　告〕

諸事項

官庁
司法書士懲戒処分、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

会社その他

省　令

○厚生労働省令第百二十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第一項第二号イの規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。　一〇

目次中「第十六章　一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百十七条・第二百十八条）」を「第十六章　一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百十七条・第二百十八条）　第十七章　離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百十九条―第二百二十三条）」に改める。　一一

第七十八条第一項第二号中「及び第十章」を「、第十章及び第十七章」に改める。　一二

第九十四条中「基準該当障害福祉サービス（」の下に「第二百十九条に規定する特定基準該当生活介護を除く。」を加える。　一三

第百八条第一項中「基準該当障害福祉サービス（」の下に「第二百十九条に規定する特定基準該当児童デイサービスを除く。」を加える。　一四

第百六十三条中「基準該当障害福祉サービス（」の下に「第二百十九条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。」を加える。　一五

第百七十二条中「基準該当障害福祉サービス（」の下に「第二百十九条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。」を加える。　一六

第二百三条第一項中「基準該当障害福祉サービス（」の下に「第二百十九条に規定する特定基準該当就労継続支援Ｂ型を除く。」を加える。　一七